

## 第4次海南市総合計画 策定方針

### 1. 計画策定の趣旨

総合計画は、市の総合的なまちづくりの指針となるほか、計画的な行政を推進するための計画として最も上位に位置付けられる計画です。

これまで、本市では、「元気 ふれあい 安心のまち 海南」を将来像に、平成18年度に第1次総合計画基本構想及び前期基本計画を策定後、平成23年度には第1次総合計画後期基本計画、平成29年度に第2次総合計画を策定し、そして、令和3年度には第3次総合計画を策定し、市民にとって暮らしやすく、魅力のあるまちづくりに努めてきました。

この間、全国的な少子高齢化に伴う人口減少、公共施設及び社会インフラの老朽化、持続可能な開発目標であるSDGsの観点や、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策、デジタル化社会への対応など、本市を取り巻く社会状況が大きく変化する中、今後も地方行政を取り巻く状況は厳しいことが予想され、行政が果たすべき役割はますます複雑化・多様化すると考えられます。引き続き、長期的な視点により、将来のまちの理想の姿を見据え、計画的なまちづくりを進めることとします。

### 2. 計画の位置づけ

平成23年の地方自治法改正により、総合計画（基本構想）の策定義務がなくなったことから、平成29年に海南市総合計画条例を制定し、本市における総合計画の位置づけを明確にしました。

第4次海南市総合計画（基本構想・基本計画）については、令和7年9月定例会において、第3次海南市総合計画と同様、市議会の議決を経て確定させることとします。

### 3. 現状の計画概要

#### （1）第3次総合計画（令和3年度～令和6年度）

各地方公共団体の総合的な振興・発展等を目的とした計画

##### 〈1〉根拠規定

総合計画条例：平成29年6月29日（公布、施行）

- 総合計画策定に当たっては、「海南市総合計画審議会」に諮問することを規定
- 現計画は基本構想及び基本計画で構成し、議会の議決を必要とすることを規定

※第1次総合計画（前期） 期間：平成19年度～平成23年度

第1次総合計画（後期） 期間：平成24年度～平成28年度

第2次総合計画 期間：平成29年度～令和2年度

## 〈2〉計画構成等

基本構想及び基本計画：令和3年9月議会上程

### ① 基本構想 令和3年度から概ね10年間

内容：将来像「元気 ふれあい 安心のまち 海南」

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 政策目標1 | 「快適な暮らしを支える」（基本施策：5項目）  |
| 政策目標2 | 「まちの元気をつくりだす」（基本施策：3項目） |
| 政策目標3 | 「心豊かな人を育む」（基本施策：4項目）    |
| 政策目標4 | 「安心な暮らしを守る」（基本施策：4項目）   |
| 政策目標5 | 「まちの安全を確保する」（基本施策：3項目）  |
| 政策目標6 | 「持続可能な行財政運営」（基本施策：3項目）  |

### ② 基本計画 令和3年度～令和6年度(4年間)

#### i. 重点プロジェクト「住みやすいまちづくりプロジェクト」

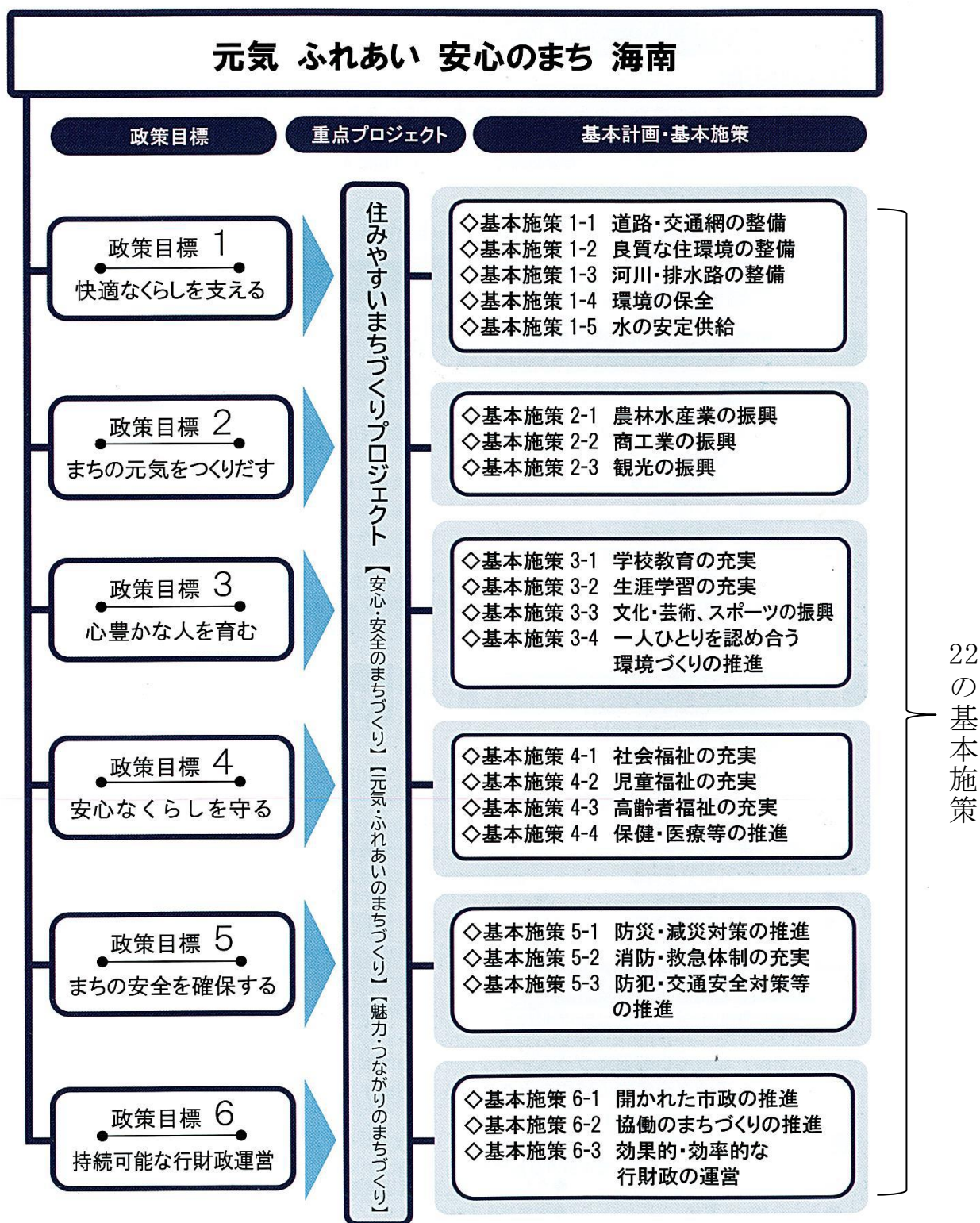
【安心・安全のまちづくり】

【元気・ふれあいのまちづくり】

【魅力・つながりのまちづくり】

#### ii. 基本施策（22項目）、指標（67指標）、主な事業（154事業）

5 基本施策の体系



## (2) 第2期総合戦略（令和2年度～令和6年度）

人口減少克服・地方創生を目的とした計画

### 〈2〉根拠規定

まち・ひと・しごと創生法：平成26年（法律第136号）

➤国・県の第2期総合戦略を踏まえ、令和2年3月に策定（期間は5年間）

➤人口減少対策や地方創生を目的とした計画

※第1期総合戦略（平成27年度～令和元年度）

### 〈3〉計画構成等

#### ①第2期海南市人口ビジョン（～2060年）

・人口の現状分析 ・人口に関する現状と課題整理 ・人口の将来展望

#### ②第2期海南市総合戦略

・4つの基本目標（人口減少対策に係る内容）

**基本目標1** 安定した雇用を創出する（基本施策：3項目）

1. 商工業の振興
2. 農業の振興
3. 雇用対策の推進

**基本目標2** 海南市への新しい人の流れをつくる（基本施策：2項目）

1. 移住・定住の促進
2. 交流人口・関係人口の創出

**基本目標3** 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる（基本施策：4項目）

1. 結婚・妊娠・出産支援の充実
2. 子ども・子育て支援の充実
3. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現
4. 結婚・出産・子育てに関する意識づくり

**基本目標4** 時代に合った地域をつくる（基本施策：4項目）

1. にぎわいの創出
2. 住環境の整備
3. 地域住民によるまちづくりの推進
4. 広域連携の推進

#### 4. 総合計画と総合戦略の一体化

本市では総合計画（計画期間：令和3年度～令和6年度（4年間））に基づき、長期的な展望に立って、都市整備や農林水産業、商工業、教育、子育て、福祉、防災・減災など、様々な分野で取組を進め、「住み続けたい」「住んでみたい」と思えるまちづくりを進めてきました。

一方で、人口減少・少子高齢化の進行に加え、市外への人口流出が続いていることを受け、国（令和2年度～令和6年度⇒令和5年度～令和9年度に改訂）及び県（令和2年度～令和6年度）の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案して、令和2年3月に第2期総合戦略（計画期間：令和2年度～令和6年度（5年間））を策定し、特に人口減少対策に取り組んできました。

しかしながら、双方の計画の内容については策定作業や進捗管理、効果検証等で作業が重複する部分があること、また総合戦略に盛り込む人口減少対策や地域活性化の取組は、総合計画において欠かすことのできない取組項目であることも踏まえ、双方の計画の整合性を保つため、総合計画に総合戦略を包含させた**一体化した計画**とします。

なお、計画期間は、国及び和歌山県の総合戦略の期間と合わせて5年間とします。

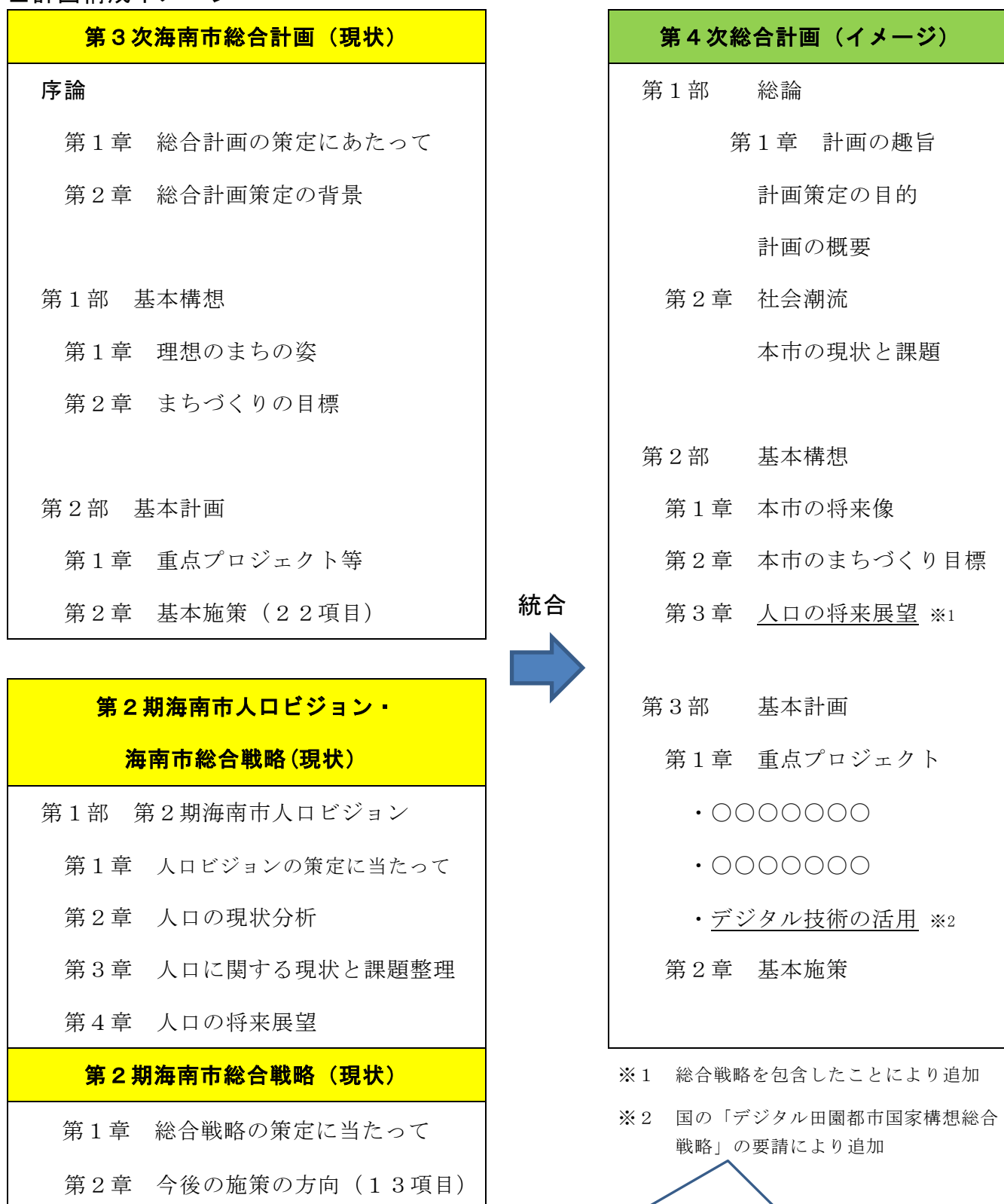
#### 5. 計画の構成と期間

計画の構成については、「基本構想」と「基本計画」の2層とします。

また、特に重点的に行政資源を投入し、進める施策・事業を「重点プロジェクト」として位置づけます。

- ①基本構想：令和7年度から概ね10年後の将来と本市の進むべき方向を明確にし、目指すべきまちの状態を示すもの
- ②基本計画：令和7年度から令和11年度までの5年間に実施する具体的な取組やその展開方針を体系的に定めるもの
- ③重点プロジェクト：基本計画に位置づけた施策・事業の中で、特に重点的に行政資源を投入し取組を進める施策・事業の集合

## ■計画構成イメージ



デジタルの力を活用した地方創生という目的が明確であり、目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容も備えている場合には、総合計画と総合戦略を一つのものとして策定することは可能である。（「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」より抜粋）

## ■第4次総合計画期間イメージ

| 年度   | R7年度<br>(2025年度)                                                                   | R8年度<br>(2026年度) | R9年度<br>(2027年度) | R10年度<br>(2028年度) | R11年度<br>(2029年度) | R12年度<br>(2030年度) | R13年度<br>(2031年度) | R14年度<br>(2032年度) | R15年度<br>(2033年度) | R16年度<br>(2034年度) |
|------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 基本構想 |  |                  |                  |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |
| 基本計画 |   |                  |                  |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |

## 6. 第3次総合計画及び第2期総合戦略の総括と次期計画への反映

第3次海南市総合計画では、基本構想において、将来像の実現に向け「まちづくりの目標」を設定し、各政策において、アンケート調査に基づく「成果指標」を設定しました。基本計画においては、基本構想に掲げる将来像を実現する上で、計画期間内において特に重点的に取り組むべき主要事業を「重点プロジェクト」、各施策の成果や妥当性を客観的に把握するための「成果指標」を設定しました。

また、第2期総合戦略では、本市における人口の現状を分析するとともに、今後目指すべき将来の新たな方向と将来人口を展望するとともに、長期的な視点に立って、人口減少克服・地方創生の目的を達成するための具体的な目標、施策を展開しました。

第4次海南市総合計画の策定に当たっては、第3次海南市総合計画における「まちづくりの目標」及び「重点プロジェクト」、第2期総合戦略の「人口ビジョン」及び「基本目標」、各施策における「成果指標」の達成状況等を検証し、第4次総合計画で重点を置くべき施策を明確化していくものとします。

## 7. 市民ニーズ等の把握

第3次海南市総合計画で掲げている「まちづくりの目標」の達成状況の検証や刻々と変化する市民ニーズを把握するため、18歳以上の市民2,000人に対してアンケート調査を毎年6月に実施しています。

今回は、第3次海南市総合計画策定時に実施した各施策の満足度・重要度に関する調査や第2期海南市総合戦略時に実施したアンケート項目等を追加して実施し、それらの結果を第4次海南市総合計画へと反映させます。

また、関係団体や子育て世代の方々、地元企業若手社員、市若手職員、大学生、地元の高校生等から意見を聴取し、まちづくりのアイデアや課題を検討いただくとともに、参画・協働のきっかけづくりになる取組を実施します。

## 8. 計画策定の体制

第4次海南市総合計画の策定に当たっては、「①総合計画審議会」、「②総合計画策定本部」、「③総合計画策定委員会」、「④事務局」を設置し、検討を行うこととします。

各検討体制の役割は以下のとおりです。

| 名称         | 役割                                                       |
|------------|----------------------------------------------------------|
| ①総合計画審議会   | 海南市総合計画審議会条例に基づき、学識者、団体代表等で構成し、市長の諮問に応じ、計画策定について調査審議を行う。 |
| ②総合計画策定本部  | 副市長及び部長級職員で構成し、計画案について調査審議を行う。                           |
| ③総合計画策定委員会 | 課長級職員で構成し、計画（原案）についての検討のほか、関係各課との調整を行う。                  |
| ④事務局       | 計画策定に係る各種調査を実施するほか、策定本部会議、策定委員会、審議会の運営及び計画（原案）の作成を行う。    |